

令和7年3月18日（火）午後14時
久留米市城島総合文化センター 研修室1

令和6年度第2回久留米市城島生涯学習センター運営委員会 次第

1. 開会
2. 久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員長あいさつ
3. 文化スポーツ課長あいさつ
4. 議題
 - （1）令和6年度久留米市城島生涯学習センター事業報告
 - （2）令和6年度久留米市城島総合文化センター事業報告
 - （3）令和7年度久留米市城島生涯学習センター事業計画（案）
 - （4）令和7年度久留米市城島総合文化センター事業計画（案）
5. その他
6. 閉会

久留米市城島生涯学習センター運営委員会委員名簿

区 分	氏 名(敬称略)	所 属	任 期
(1)センターの利用者	おの 小野 さとえ 里江	城島町保育園連盟	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで
	しげまつ 重松 ゆきと 幸登	久留米南部商工会	
	さとう 佐藤 あいこ 愛子	福岡大城農業協同組合	
(2)社会教育の関係者	さかい 境 ふみこ 二三子	城島文化協会	
	しぎょう 執行 ようこ 洋子	城島文化協会	
	たていし 立石 みつき 光記	三潞文化協会	
	のと 納戸 まどか 圓子	城島町老人クラブ 連合会	
	うちだ 内田 あきこ 明子	久留米市城島町 P T A連絡会	
(3)学校教育の関係者	くにとも 國友 けん 謙	城島小中学校長会	令和6年7月1日から 令和7年6月30日まで
	よしざき 吉崎 りゅういち 隆一	城島地域幼稚園	令和5年7月1日から 令和7年6月30日まで
(4)学識経験者	いけぐち 池口 たかし 隆	城島地域校区 まちづくり連絡会議	
	ほりた 堀田 こうたろう 洸太郎	久留米市議会議員	

令和6年度 久留米市城島生涯学習センター事業報告

事業名	趣 旨	実施内容
社会教育団体・サークルの育成	社会教育関係団体が自主的に活動の向上を図り活動の場を拡大するため、社会教育団体の活動を支援していく。活発な活動を通して地域・社会活動を担う人材の育成と地域指導者づくりを進めていく。	○文化協会事業の事業サポート ＜サークル化支援＞ ○グラスアート講座(サークル化支援) (16名参加/23名応募/15名定員) ○つまみ細工講座(サークル化支援) (16名参加/25名応募/16名定員)
趣味・健康・教養講座	幅広い年代の方に生涯学習センターの利用機会をつくり、学校や職場以外での学びを支援し、地域・社会活動に活かしていただく。	○スマホ活用防災講座 (12名参加/12名応募/20名定員) ○親子学び講座LED工作教室 (15組参加/29組応募/15組定員) ○スマホ写真講座 (16名参加/43名応募/16名定員) ○手回しろくろで陶芸体験講座 (20名参加/22名応募/20名定員) ○城島の酒造りと発酵のしくみ講座 (31名参加/25名応募/20名定員) ○水墨画と墨彩画講座 (16名参加/27名応募/16名定員) ○食と健康講座 (35名参加/37名応募/30名定員)

令和6年度 久留米市城島生涯学習センター主催事業報告

『社会教育団体・サークル育成講座』

日程	講座名	目標	講師	場所	定員	参加人数	申込者	保護者	託児
4月（総会） 11月（文化祭） ほか	城島文化協会事業支援	総会（4月）・文化祭（11月）・視察などの支援により、城島地域文化事業の活性化を目指す							
	サークル支援	生涯学習センターで立ち上げを支援したサークルについての、施設使用料の減免（登録翌年度末まで）・広報協力・運営相談などにより、活動継続の支援を行う							
5月30日	①グラスアート講座	安全に手軽にステンドグラス風に仕上げるグラスアートの手法で作品作りを体験し、日常的に使用して楽しむ。多様な作品作りの技術を得るためサークル化を目指す。	下川 恵子氏	研修室2	15名	16名	23名	—	無
12月20日	②つまみ細工講座	正方形の小さな布地を折ってつまんで花や蝶などを形作る伝統芸を学び体験する。さらなる技術習得のため、サークル化を目指す。	ＬＬアドバイザー 池田 美智子氏	研修室2	16名	16名	25名	—	無

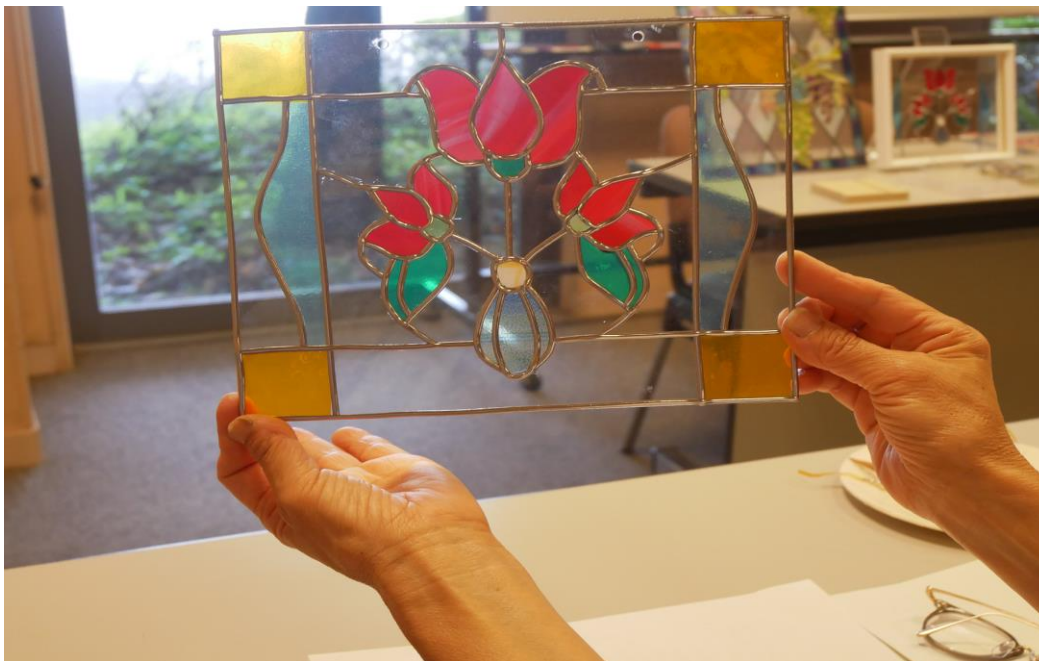
『趣味・健康・教養講座』

日程	講座名	目標	講師	場所	定員	参加人数	申込者	保護者	託児
6月20日	③スマホ活用防災講座	防災速報や天気予報など防災に役に立つアプリの活用を体験学習し、もしもの時の備えとなるようにする。	ソフトバンク株式会社 スマホＡＤ推進部 西日本スマホ推進課 河村 奈来 氏	研修室2	20名	12名	12名	—	無
夏休み 8月18日	④親子学び講座 LED工作教室	地球温暖化の問題やその解決策、太陽光発電、LEDの光る仕組み、省エネなどについて親子で共に学び、ものづくりを楽しむことを目的として、夏休みの小学生と保護者を対象に、LEDライト工作を行う。	パナソニック㈱ エレクトリックワークス社 CSセンター 財木 昭収氏	イベントホール	15組	15組	29組	○	無
9月19日	⑤スマホ写真講座	スマホできれいに写真を撮るテクニック、スマホの機能の使い方を学ぶ。	ＬＬアドバイザー 中山 高光氏	研修室2	16名	16名	43名	—	無
10月5日	⑥手回しろくろで陶芸体験	手回しろくろを使って本格的な器づくりを体験する。焼き上がった作品を日常生活で使って楽しむ。	陶芸教室やわら木 後藤 和正氏	イベントホール	20名	20名	22名	○	無
11月8日	⑦城島の酒造りと発酵講座	城島の酒造りの工程を蔵元の当主からエピソードを交えながら学ぶ。また、酒の発酵の仕組みについて学び、日本酒をより深く知る。	比翼鶴酒造株式会社 代表取締役社長 二ノ宮 啓輔氏	イベントホール	20名	31名 (当日受付：7名)	25名	—	無
1月31日 2月 7日	⑧水墨画・墨彩画講座(2回連続)	墨を線だけでなく面的な「ぼかし」で濃淡・明暗を表現する水墨画とそれに彩色した墨彩画を体験し、色紙などに仕上げる。	書画家 松師古（松崎睦生）氏	研修室2	16名	16名	27名	—	無
3月5日	⑨食と健康講座	「からだは食べたものからできている」をテーマに「食」への好奇心、探究心を育み、毎日の過ごし方を見直し、健やかに過ごすヒントを学ぶ。	株式会社明治 栄養士 假屋 美樹氏	イベントホール	30名	35名	37名	—	無

① グラスアート講座

日時: 令和6年5月30日(木)

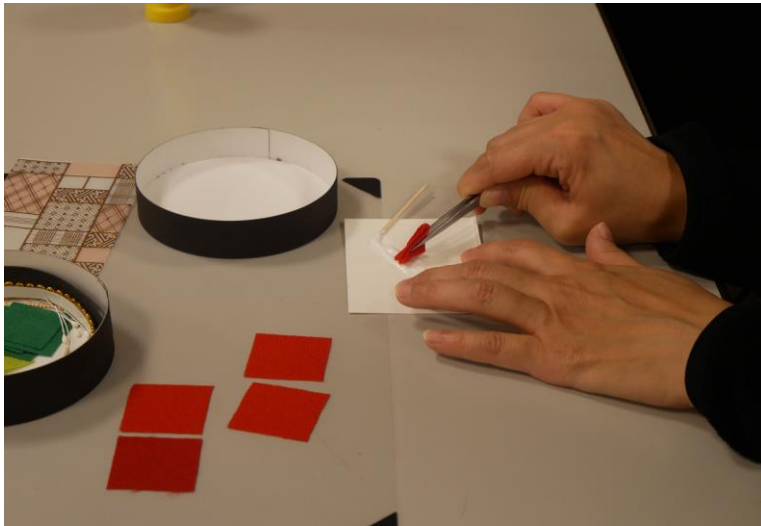
場所: 城島総合文化センター
研修室2



②つまみ細工講座

日時:令和6年12月20日(金)

場所:城島総合文化センター
研修室2



③スマホ活用防災講座

日時:令和6年6月20日(木)

場所:城島総合文化センター
研修室2

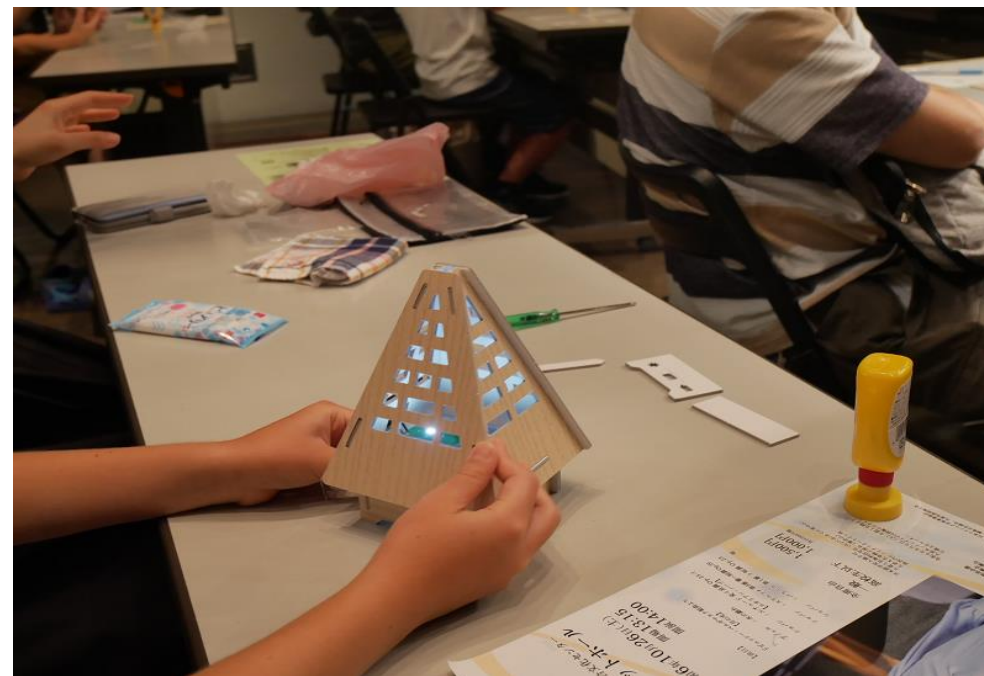


④親子学び講座

LED工作教室

日時:令和6年8月18日(日)

場所:城島総合文化センター
イベントホール



⑤スマホ写真講座

日時:令和6年9月19日(木)

場所:城島総合文化センター
研修室2



⑥手回しろくろで 陶芸体験

日時:令和6年10月5日(土)

場所:城島総合文化センター
イベントホール



⑦城島の酒造りと 発酵講座

日時:令和6年11月8日(金)

場所:城島総合文化センター
イベントホール



⑧水墨画・墨彩画講座

日時:令和7年1月31日(金)

令和7年2月7日(金)

場所:城島総合文化センター
イベントホール



令和6年度 城島総合文化センター事業報告

事業の目的	城島総合文化センターの特性を活かした事業を実施し、市民の文化芸術を振興することを目的とする。
-------	--

	期 日	事業名（内容）	会 場	入場者数	備 考
①	5月19日（日）	《市民との協働事業》 第41回ふるさとを唄おう 「筑後酒造り唄・そろばん踊り唄コンクール」	インガットホール	入場者600名 （出場・関係者124名含む）	
②	8月25日（日）	《支援事業》 若手芸術家育成事業 J-FES 第11回城島音楽祭 久留米近郊のアマチュア音楽団体等によるフェスティバル	インガットホール	入場者580名 （出場・関係者160名含む）	
③	9月28日（土）	《ホール連携事業》 キッズプログラム2024「こどものあそびば」	イベントホール	20名	当初7月14日（日）実施予定であったが、大雨により順延
④	10月22日（火） ～10月25日（金）	《アウトリーチ事業》 【小学5年生対象】 アーティスト（酒井有彩）によるピアノ授業 久留米市西部地域小学校5校（8回）	（小学校） 城島、江上、青木、 西牟田、大塚	参加児童数 217名	公共ホール音楽活性化支援事業
⑤	10月26日（土）	《鑑賞事業》 酒井有彩ピアノリサイタル	インガットホール	190名	公共ホール音楽活性化支援事業
⑥	11月3日（日）	《鑑賞事業》 浪曲 玉川奈々福 独演会	イベントホール	103名	
⑦	12月8日（日）	《支援事業》 久留米市子ども文化事業 創作劇「Princess Revolution」	インガットホール	300名	ふくおか県芸術文化祭2024 助成事業
⑧	1月23日（木） 1月30日（木）	《アウトリーチ事業》【小学4年生対象】 民謡にトライ（筑後酒造り唄保存会による民謡指導） 城島地域小学校3校（3回）	（小学校） 城島、江上、青木	参加者95名 （児童77名、講師18名）	講師 筑後酒造り唄保存会 ・久留米そろばん踊り保存会
⑨	2月2日（日）	《鑑賞事業》 九州交響楽団 in インガットホール	インガットホール	448名	

市民との協働事業 1事業

支援事業 2事業

ホール連携事業 1事業

アウトリーチ事業 2事業 11回

鑑賞事業 3事業

②「J-FES

第11回城島音楽祭」

日時:令和6年8月25日(日)

場所:城島総合文化センター
インガットホール



④アーティスト(酒井有彩) によるピアノ授業

日時:令和6年10月22日(火)~
10月25日(金)

場所:久留米市西部地域小学校
5校



⑤酒井有彩

ピアノリサイタル

日時:令和6年10月26日(土)

場所:城島総合文化センター
インガットホール



⑦久留米市子ども文化事業 創作劇「Princess Revolution」

日時:令和6年12月8日(日)

場所:城島総合文化センター
インガットホール



⑧民謡にトライ

日時:令和7年1月23日(木)

1月30日(木)

場所:城島地域小学校3校



⑨九州交響楽団

In インガットホール

日時:令和7年2月2日(日)

場所:城島総合文化センター
インガットホール



令和7年度 久留米市城島生涯学習センター主催事業（案）

『社会教育団体・サークルの育成』						
社会教育関係団体が自主的に活動の向上を図り活動の場を拡大するため、社会教育団体の活動を支援していく。活発な活動を通して地域・社会活動を担う人材の育成と地域指導者づくりを進めていく。						
日程	事業名	場所	趣旨	定員	対象	託児
4月（総会） 11月（文化祭） ほか	城島文化協会事業支援		総会・文化祭・視察などの支援により、城島地域文化事業の活性化を目指す			
	サークル支援		生涯学習センターで立ち上げを支援したサークルについての、施設使用料の減免（登録翌年度末まで）・広報協力・運営相談などにより、活動継続の支援を行う			
5月下旬	スマホ写真講座	研修室	スマホできれいに写真を撮るテクニック、スマホの機能の使い方を講師との距離を縮めて少人数で学び、サークル化を目指す。	8名	一般	—

『趣味・健康・教養講座』						
幅広い年代の方に生涯学習センターの利用機会をつくり、学校や職場以外での学びを支援し、地域・社会活動に活かしていただく。						
日程	事業名	場所	趣旨	定員	対象	託児
6月頃 （バスの予約次第で実施日を設定）	感じて納得！アミノ酸の力講座	佐賀市諸富町	アミノ酸製造工場の見学をした後、アミノ酸について学び、味の体験をする講座	20名	一般	—
夏休み 8月	親子学び講座 LED工作教室	イベントホール	地球温暖化の問題やその解決策、太陽光発電、LEDの光る仕組み、省エネなどについて親子で共に学び、ものづくりを楽しむことを目的として、夏休みの小学生と保護者を対象に、LEDライト工作を行う。	15組	親子	—
9月初旬	ガラスアート講座	研修室	安全に手軽にステンドグラス風に仕上げるガラスアートの手法で作品作りを体験し、日常的に使用して楽しむ。	15名	一般	—
9月	水墨画・墨彩画講座	研修室	墨を線だけでなく面的な「ぼかし」で濃淡・明暗を表現する水墨画とそれに彩色した墨彩画を体験し、四季折々の画題で色紙に仕上げる。	16名	一般	—
10月	田回しろくろで陶芸体験	イベントホール	手回しろくろを使って本格的な器づくりを体験する。焼き上がった作品を日常生活で使ってみる。	20名	一般 親子	—
11月	城島の酒造りとお酒講座	イベントホール	城島の酒造りの工程と発酵のしくみを学ぶ。また、米の精米の仕方や発酵のコントロールで変わる味や香りについて深く掘り下げて学び、日本酒をより深く知る。	20名	一般	—
12月	干支の書と篆刻	研修室	色紙に来年の干支を書で表現し、自分だけの落款を篆刻で印を彫り、色紙に押して仕上げる体験講座。	16名	一般	—
2月	リボンコサージュ講座	研修室	様々な材質のリボンを使って、その特徴を生かして、花々や葉などを形作る技法を学び、コサージュを作る。	16名	一般	—

令和7年度 城島総合文化センター事業計画（案）

事業の目的	城島総合文化センターの特性を活かした事業を実施し、市民の文化芸術を振興することを目的とする。
-------	--

	期 日	事業名（内容）	会 場	備 考
①	5月18日（日）	《市民との協働事業》 第42回ふるさとを唄おう 「筑後酒造り唄・そろばん踊り唄コンクール」	インガットホール	人々の暮しの中で育まれ受け継がれてきた民謡を継承し普及するため、市民との協働事業としてコンクールを開催し、発表の場及び鑑賞の場を創出する。
②	6月29日（日）	《ホール連携事業》 〈仮〉キッズプログラム2025「こどものあそびば」	イベントホール	久留米シティプラザと連携し、アーティストを招いての「遊び」を通じた事業を行うことで、子ども達の創造性や感性等の醸成に寄与する。
③	7月中旬～下旬	《ロビーコンサート》 ロビーコンサート①	インガットホールロビー	市民の方々に気軽に文化センターに足を運んでいただき、音楽に触れていただく機会として、ホールロビーを活用したコンサートを開催する。
④	8月24日（日）	《支援事業》 J-FES 第12回城島音楽祭	インガットホール	城島地域及び近郊を拠点に活動する音楽家等に発表の機会を提供する。公演の準備・運営にも関わることで出演者の人間としての成長への寄与を目指す。
⑤	9月中旬～下旬	《ロビーコンサート》 ロビーコンサート①	インガットホールロビー	市民の方々に気軽に文化センターに足を運んでいただき、音楽に触れていただく機会として、ホールロビーを活用したコンサートを開催する。
⑥-1	10月28日（火） ～ 10月31日（金）	《アウトリーチ事業》（5年生対象） 公共ホール音楽活性化支援事業（おんかつ） 新崎誠実アウトリーチ 久留米西部地域小学校	（小学校） 城島、江上、青木、 大善寺	（一財）地域創造の支援を得て小学校でのアウトリーチ及びコンサートを実施し、市民にクラシックに触れる機会を提供することで、文化芸術の魅力をより身近に感じてもらい、豊かな心や感情を育むことを目指す。
⑥-2	11月1日（土）	《鑑賞事業》 公共ホール音楽活性化支援事業（おんかつ） 新崎誠実 & 野尻小矢佳 ミュージックコンサート	インガットホール	（一財）地域創造の支援を得て小学校でのアウトリーチ及びコンサートを実施し、市民にクラシックに触れる機会を提供することで、文化芸術の魅力をより身近に感じてもらい、豊かな心や感情を育むことを目指す。
⑦	11月22日（土）	《鑑賞事業》 ふくおか県芸術祭 こどもオペラ「セロ弾きのゴーシュ」	インガットホール	「0歳から入場できるこどもオペラ」を開催する。幼少期からの鑑賞体験の機会を提供し、これから先の人生において本格的なコンサートや演劇等に興味を抱くきっかけ作りの場を提供する。
⑧	12月14日（日）	《支援事業》 こどもフェスティバル in 城島	インガットホール	城島地域及び近郊で活動することも文化団体等と共同で発表の機会を提供し、日頃の練習の成果を発揮する場を提供する。参加することもたちは、他の団体との交流で様々な刺激を受け、今後の研鑽に役立てるものと考えている。
⑨	1月中旬～下旬	《アウトリーチ事業》（4年生対象） 民謡にトライ 城島・三猪地域小学校	（小学校） 城島・三猪地域小学校	講師として筑後酒造り唄・久留米そろばん踊り唄保存会を招き、城島地域・三猪地域小学校の4年生を対象に各小学校の音楽室等で古くから歌い継がれている地元の民謡を聴き、唄い、酒造りの歴史を学ぶ。
⑩	2月中旬	《市民との協働事業》 イベントホール・ロビーコンサート	イベントホール、 インガットホールロビー	城島地域で日頃活動する音楽関係団体にイベントホール及びロビーでのコンサートを行っていただき、団体の成果発表の機会及び住民の音楽に触れる機会を創出する。

○久留米市生涯学習センター条例

平成26年9月19日

久留米市条例第47号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 管理及び運営（第6条—第23条）

第3章 運営委員会（第24条）

第4章 雑則（第25条）

附則

第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 市民が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図るため、久留米市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 生涯学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
久留米市生涯学習センター	久留米市諏訪野町1830番地6
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中町1075番地2
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸町田主丸770番地1
久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野町中273番地1
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島町檜津1番地1
久留米市三潆生涯学習センター	久留米市三潆町玉満2949番地1

2 前項に掲げる施設のほか、次に掲げる施設を附帯施設として設置する。

名称	位置
金島ふれあい交流センター	久留米市北野町八重亀139番地
弓削コスモス館	久留米市北野町高良1706番地1
大城ますかげセンター	久留米市北野町大城83番地

（平30条例37・一部改正）

(職員)

第3条 生涯学習センター及び附帯施設（以下「生涯学習センター等」という。）に所長その他必要な職員を置くことができる。

(事業)

第4条 生涯学習センター等は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生涯学習のための機会及び施設の提供に関すること。
- (2) 生涯学習のための情報の提供に関すること。
- (3) その他生涯学習の振興及び普及を図るために必要な事項に関すること。

(他の条例との関係)

第5条 生涯学習センターのうち、久留米市生涯学習センター、久留米市田主丸生涯学習センター及び久留米市城島生涯学習センターの管理及び運営については、第2章の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

- (1) 久留米市生涯学習センター 久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例（平成12年久留米市条例第35号。以下「久留米市生涯学習センター等複合施設条例」という。）第6条、第9条から第17条まで及び第27条の規定
- (2) 久留米市田主丸生涯学習センター 久留米市田主丸複合文化施設条例（平成16年久留米市条例第107号）第6条から第16条までの規定
- (3) 久留米市城島生涯学習センター 久留米市城島総合文化センター条例（平成16年久留米市条例第101号）第5条から第17条までの規定

第2章 管理及び運営

(指定管理者による管理)

第6条 久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、久留米市野中生涯学習センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(平30条例37・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に規定する事業に関する業務
- (2) 久留米市野中生涯学習センターの使用に係る料金（以下「利用料金」という。）
の収受等に関する業務
- (3) 久留米市野中生涯学習センターの施設の維持管理に関する業務
- (4) その他教育委員会が定める業務

（平30条例37・追加）

（開館時間等）

第8条 久留米市野中生涯学習センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを伸縮し、又は変更することができる。

- (1) 9時から21時まで。ただし、日曜日については、9時から17時までとする。
- (2) 宿泊については、16時から翌日10時まで。

2 久留米市野中生涯学習センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

- (1) 第1月曜日及び第3月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（平30条例37・追加）

（入館の制限）

第9条 教育委員会又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その管理を行う生涯学習センター等への入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらに該当する物品、動物等を携行する者
- (3) 許可を受けないで、物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行う者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

（平30条例37・旧第6条繰下・一部改正）

(許可)

第10条 生涯学習センター等の施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が生涯学習センター等を管理している場合は、生涯学習センター等の施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 教育委員会及び指定管理者は、第1項又は前項の許可をするに当たっては、管理上必要な条件を付することができる。

(平30条例37・旧第7条繰下・一部改正)

(許可の基準)

第11条 教育委員会及び指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項又は第2項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他生涯学習センター等の管理運営上支障があると認めるとき。

(平30条例37・旧第8条繰下・一部改正)

(使用料)

第12条 第10条第1項の許可を受けた者は、別表第1から別表第3までに定める使用料を納付しなければならない。

2 冷暖房及び附属設備を使用するときは、市長が規則で定める使用料を納付しなければならない。

3 前2項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる。

(平30条例37・旧第9条繰下・一部改正)

(使用料の減免)

第13条 市長は、特に理由があると認めるときは、前条第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(平30条例37・旧第10条繰下)

(使用料の還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平30条例37・旧第11条繰下)

(利用料金)

第15条 第10条第2項の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第4に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

(平30条例37・追加)

(利用料金の収入)

第16条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(平30条例37・追加)

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平30条例37・追加)

(利用料金の返還)

第18条 既に支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(平30条例37・追加)

(特別設備等の許可)

第19条 第10条第1項又は第2項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設を使用するに当たり、特別の設備を施し、又は造作を加えようとするときは、あらかじめその施設を管理する教育委員会又は指定管理者の許可を受けなければならない。

(平30条例37・旧第12条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第20条 教育委員会及び指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は使用の許可に付した条件に違反したとき。

(2) 第11条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

(3) 虚偽その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。

(平30条例37・旧第13条繰下・一部改正)

(権利譲渡等の禁止)

第21条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸することができない。

(平30条例37・旧第14条繰下)

(原状回復義務)

第22条 使用者は、施設の使用を終えたとき、又は第20条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(平30条例37・旧第15条繰下・一部改正)

(損害賠償義務)

第23条 生涯学習センター等の入館者又は使用者が、自己の責めに帰すべき理由により、生涯学習センター等の建物又は附属設備等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平30条例37・旧第16条繰下)

第3章 運営委員会

(運営委員会の設置)

第24条 生涯学習センターの円滑な運営を図るため、久留米市生涯学習センター等複合施設条例第26条に掲げる久留米市生涯学習センター運営委員会のほか、次の表の左欄に掲げる生涯学習センターごとに、同表右欄に掲げる運営委員会を置く。

生涯学習センター	運営委員会
久留米市野中生涯学習センター	久留米市野中生涯学習センター運営委員会
久留米市田主丸生涯学習センター	久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会

久留米市北野生涯学習センター	久留米市北野生涯学習センター運営委員会
久留米市城島生涯学習センター	久留米市城島生涯学習センター運営委員会
久留米市三潆生涯学習センター	久留米市三潆生涯学習センター運営委員会

2 前項の表の運営委員会の組織、運営及び所掌事務については、教育委員会が規則で定める。

(平 3 0 条例 3 7 ・旧第 1 7 条繰下・一部改正)

第 4 章 雑則

(委任)

第 2 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(平 3 0 条例 3 7 ・旧第 1 8 条繰下)

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

(条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 久留米市農村環境改善センター条例 (平成 1 6 年久留米市条例第 7 6 号)

(2) 久留米市公民館条例 (平成 1 6 年久留米市条例第 1 0 8 号)

(3) 久留米市北野コミュニティ施設条例 (平成 1 6 年久留米市条例第 1 0 9 号)

(経過措置)

3 この条例の施行日前に、久留米市農村環境改善センター条例、久留米市公民館条例、久留米市北野コミュニティ施設条例及び久留米市働く女性の家条例 (平成 1 6 年久留米市条例第 1 1 0 号) の規定 (久留米市働く女性の家条例については、久留米市北野働く女性の家に係る部分に限る。) によりなされた処分、手続、その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成 3 0 年 1 2 月 2 1 日条例第 3 7 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

(久留米市勤労青少年ホーム条例の廃止)

2 久留米市勤労青少年ホーム条例 (昭和 5 3 年久留米市条例第 2 0 号) は、廃止する。

附 則（令和元年 9 月 25 日条例第 5 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（久留米市生涯学習センター条例の一部改正に伴う経過措置）

26 この条例の施行の際現に第 28 条の規定による改正前の久留米市生涯学習センター条例の規定による許可を受けている者に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 12 条関係）

（平 30 条例 37・令元条例 5・一部改正）

久留米市北野生涯学習センター使用料

施設名			使用料（1 時間につき）
大ホール	ホールとして使用する場合	客室	2，090円
		舞台	1，040円
		全面	3，140円
	体育館として使用する場合	卓球	1面100円
		バドミントン	1面100円
		全面	520円
1 階和室			210円
中会議室		1	310円
		2	210円
		全面	410円
2 階和室			310円
視聴覚室			310円
2 階小会議室			100円
別館軽運動室			210円
別館和室			210円
別館茶室			100円
別館講習室		第1	210円
		第2	210円

	全面	3 1 0 円
別館学童学習室		2 1 0 円
別館研修室		2 1 0 円
別館相談室		1 0 0 円
別館託児室		2 1 0 円
別館調理実習室		3 1 0 円

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200を乗じて得た額とする。
- 3 1階和室を大ホールとして併用する場合（大ホールをホールとして使用する場合に限る。）の1階和室の使用料は、無料とする。
- 4 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第2（第12条関係）

（平30条例37・令元条例5・一部改正）

久留米市三潆生涯学習センター使用料

施設名	使用料（1時間につき）
多目的集会室	1, 0 4 0 円
第1研修室	2 1 0 円
第2研修室	2 1 0 円
郷土資料室	2 1 0 円
実習室	2 1 0 円
生活改善室	2 1 0 円
視聴覚室	2 1 0 円
和室	2 1 0 円
集会室	4 1 0 円

備考

- 1 1時間未満の端数がある場合の当該端数は、1時間とみなす。
- 2 入場料を徴収して使用する場合の使用料は、上の表の使用料に100分の200

0 を乗じて得た額とする。

3 使用料には、消費税等額を含む。

別表第 3（第 12 条関係）

（平 30 条例 37・令元条例 5・一部改正）

久留米市生涯学習センター附帯施設使用料

施設名			使用料（1 時間につき）	備考
金島ふれあい交流センター	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	
		舞台	1 0 0 円	
	控室		1 0 0 円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料
弓削コスモス館	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	
		舞台	1 0 0 円	
	控室		1 0 0 円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料
大城まさかげセンター	交流ホール	全面	3 1 0 円	
		1 / 3 面	1 0 0 円	
		2 / 3 面	2 1 0 円	
		舞台	1 0 0 円	
	控室		1 0 0 円	交流ホールの舞台を併用する場合は無料

備考

1 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とみなす。

2 上記の金額は、消費税等額を含む。

別表第 4（第 15 条関係）

（平 30 条例 37・追加、令元条例 5・一部改正）

久留米市野中生涯学習センター利用料金

施設名			単位	利用料金
軽運動室			1 時間につき	2 1 0 円
料理講習室			1 時間につき	1 0 0 円
講習室			1 時間につき	1 0 0 円
会議室			1 時間につき	1 0 0 円
音楽室			1 時間につき	1 5 0 円
和室			1 時間につき	1 5 0 円
宿泊室			1 人 1 泊（1 6 時から翌日 1 0 時まで）につき	1, 1 0 0 円
多目的室			1 時間につき	2 2 0 円
多 目 的 ホ ー ル	ホールとして 使用する場合	入場料を徴収 しない場合	1 時間につき	1, 6 4 0 円
		入場料を徴収 する場合	1 時間につき	3, 3 0 0 円
	体育館として 使用する場合	全面使用	9 時～1 3 時	1, 3 2 0 円
			1 3 時～1 7 時	1, 3 2 0 円
			1 7 時～2 1 時	1, 3 2 0 円
		半面使用	9 時～1 3 時	6 6 0 円
			1 3 時～1 7 時	6 6 0 円
			1 7 時～2 1 時	6 6 0 円
冷暖房及び器具利用料金			市長が規則で定める額	

備考

- 1 宿泊研修等の場合については、軽運動室及び料理講習室の利用料金は無料とする。
- 2 1 時間未満の端数がある場合の当該端数は、1 時間とみなす。
- 3 上記の金額は、消費税等額を含む。

○久留米市生涯学習センター運営委員会規則

平成13年5月11日

久留米市教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、久留米市生涯学習センター、久留米市男女平等推進センター、久留米市人権啓発センター及び久留米市消費生活センター複合施設条例(平成12年久留米市条例第35号)第26条第2項及び久留米市生涯学習センター条例(平成26年久留米市条例第47号)第24条第2項の規定に基づき、久留米市生涯学習センター運営委員会(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平27教規則2・平31教規則3・一部改正)

(所掌事務)

第2条 委員会は、久留米市生涯学習センター(久留米市生涯学習センター条例第2条第1項の表に掲げる施設をいい、以下「センター」という。)の円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) センターの運営及び事業の企画実施に関する事項
- (2) センターの利用及び普及に関する事項
- (3) その他特に必要と認める事項

(平27教規則2・一部改正)

(定数)

第3条 委員会の委員の定数は、次のとおりとする。

委員会	定数
久留米市生涯学習センター運営委員会	20人以内
久留米市野中生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市田主丸生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市北野生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市城島生涯学習センター運営委員会	15人以内
久留米市三潆生涯学習センター運営委員会	15人以内

(平27教規則2・全改、平31教規則3・一部改正)

(委員)

第4条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから久留米市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命又は委嘱する。

- (1) センターの利用者
 - (2) 社会教育の関係者
 - (3) 学校教育の関係者
 - (4) 学識経験者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- （委員の任期）

第5条 委員会の委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （委員長及び副委員長）

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

（平17教規則48・旧第9条繰上）

附 則

この規則は、平成13年5月12日から施行する。

附 則（平成17年3月28日教育委員会規則第48号附則第6項）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 10 日教育委員会規則第 2 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（久留米市城島総合文化センター運営委員会規則の廃止）

- 2 久留米市城島総合文化センター運営委員会規則（平成 17 年久留米市教育委員会規則第 33 号）は、廃止する。

附 則（平成 31 年 1 月 28 日教育委員会規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（勤労青少年ホーム運営委員会規則の廃止）

- 2 勤労青少年ホーム運営委員会規則（昭和 63 年久留米市教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。

令和6年度第2回

久留米市城島生涯学習センター運営委員会

別冊資料

【参考資料】

令和6年度

(令和7年2月28日現在)

センター総利用者数		
月	使用件数(件)	入場者数(人)
4	74	1,317
5	75	1,398
6	71	821
7	87	1,714
8	86	2,010
9	99	1,609
10	89	1,843
11	100	2,212
12	117	3,372
1	94	3,013
2	104	7,325
3		
計	996	26,634
前年度	937	24,205
増減率	106%	110%

令和6年度 インガットホール					
月	利用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率	使用件数(件)	入場者数(人)
4月	24	7	29%	7	525
5月	27	2	7%	2	600
6月	26	1	4%	1	25
7月	25	7	28%	7	720
8月	27	11	41%	11	1,160
9月	24	5	21%	5	510
10月	26	11	42%	12	1,145
11月	26	12	46%	12	1,255
12月	23	17	74%	19	2,455
1月	22	12	55%	12	1,550
2月	19	17	89%	17	5,501
3月					
計	269	102	38%	105	15,446
前年度	223	86	38.6%	91	15,052

令和6年度 イベントホール					
月	利用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率	使用件数(件)	入場者数(人)
4月	24	9	38%	15	335
5月	27	7	26%	11	167
6月	26	9	35%	14	271
7月	25	19	76%	25	469
8月	27	17	63%	22	410
9月	24	19	79%	23	562
10月	26	13	50%	17	242
11月	26	20	77%	26	456
12月	23	18	78%	27	383
1月	22	15	68%	20	842
2月	23	15	65%	18	1328
3月					
計	273	161	59%	218	5,465
前年度	223	133	59.6%	175	3,245

令和6年度 研修室1					
月	利用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率	使用件数(件)	入場者数(人)
4月	24	11	46%	16	153
5月	27	17	63%	22	220
6月	26	13	50%	18	192
7月	25	12	48%	16	165
8月	27	12	44%	15	158
9月	24	17	71%	19	180
10月	26	15	58%	20	187
11月	26	17	65%	21	203
12月	23	16	70%	21	153
1月	22	16	73%	18	203
2月	23	16	70%	20	148
3月					
計	273	162	59%	206	1,962
前年度	273	163	59.7%	205	1,909

令和6年度 研修室2					
月	利用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率	使用件数(件)	入場者数(人)
4月	24	14	58%	15	193
5月	27	16	59%	18	223
6月	26	16	62%	20	212
7月	25	15	60%	19	235
8月	27	15	56%	17	181
9月	24	18	75%	22	218
10月	26	14	54%	19	190
11月	26	15	58%	19	186
12月	23	19	83%	23	229
1月	22	15	68%	22	284
2月	23	18	78%	24	261
3月					
計	273	175	64%	218	2,412
前年度	273	168	61.5%	226	2,602

令和6年度 和室(茶室含む)					
月	利用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率	使用件数(件)	入場者数(人)
4月	24	13	54%	13	70
5月	27	16	59%	17	122
6月	26	11	42%	11	56
7月	25	12	48%	12	55
8月	27	13	48%	14	61
9月	24	13	54%	13	57
10月	26	12	46%	12	52
11月	26	14	54%	14	70
12月	23	16	70%	16	92
1月	22	10	45%	10	50
2月	23	13	57%	13	56
3月					
計	273	143	52%	145	741
前年度	273	131	48.0%	150	863

令和6年度 視聴覚室					
月	利用可能日数(日)	使用日数(日)	使用率	使用件数(件)	入場者数(人)
4月	24	7	29%	8	41
5月	27	5	19%	5	66
6月	26	7	27%	7	65
7月	25	8	32%	8	70
8月	27	7	26%	7	40
9月	24	17	71%	17	82
10月	26	9	35%	9	27
11月	26	7	27%	8	42
12月	23	10	43%	11	60
1月	22	9	41%	12	84
2月	23	10	43%	10	31
3月					
計	273	96	35%	102	608
前年度	273	85	31%	89	534

【お知らせ】

当総合文化センターのインガットホール（大ホール）は照明設備修繕のため、下記の期間は使用することができません。

ご利用を予定されている皆様には、大変ご迷惑をお掛けいたしますが何卒ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

令和7年2月25日（火）～令和7年3月28日（金）